

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和3年10月21日（令和3年（行情）諮問第443号）

答申日：令和4年4月28日（令和4年度（行情）答申第12号）

事件名：特定役職による公用車の利用記録の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定役職による公用車の利用記録（期間は就任から現在まで）。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月12日付け防官文第16054号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

不存在の理由はにわかに首肯することはできないので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、本件対象文書の保有を確認することができなかったことから、平成28年9月12日付け防官文第16054号により、法9条2項の規定に基づき、文書不存在による不開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約4年11か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

#### 2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書については作成しておらず、内部部局の関係部署において、

机、書庫及びパソコン内のファイル等を探索したが、保有を確認することができなかったことから、不存在につき不開示としたものである。また、本件審査請求を受け、念のため改めて行った探索においても、本件対象文書についてはその存在を確認できなかった。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2のとおり主張して、原処分取消しを求めるが、上記2のとおり、本件対象文書については作成しておらず、所要の探索を行ったにもかかわらず保有を確認できなかったことから、不存在につき不開示としたものであり、本件審査請求を受けて念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においても保有を確認できなかった。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年10月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和4年3月31日 審議
- ④ 同年4月21日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は不存在のため不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書を保有していない理由について、上記第3の3の諮問庁の説明に加え、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し更に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 特定役職に対して、当該職員専用の公用車は配置されていない。

イ 仮に特定役職が公用車を利用する場合には、当該特定役職が所属する部署の庶務担当者が、車両の運行・庫務を行っている部署へ電話し、空いている車両を予約の上、利用することとなっている。

ウ 上記イのような場合も含め、公用車の運行に当たって作成している行政文書は、走行指令書（現在の名称：運転日報）のみであり、同資料は、ドライバーの超過勤務時間の把握を目的としたものであって、利用者に係る記載事項は、乗車人数及び使用課のみとなっている。

エ 以上により、特定役職に係る公用車の利用記録については、作成し

ていない。

オ なお、本件対象文書の探索を行った関係部署とは、防衛省の内部部局において車両の運行・庫務を所掌している大臣官房会計課車庫である。

(2) 上記(1)ア及びイの諮問庁の説明を否定する事情は認められず、当審査会において、諮問庁から走行指令書(運転日報)の様式の提示を受け確認したところ、その内容は上記(1)ウの説明に符合するものであり、公用車の運行に当たって作成する文書は利用者名を記載しない走行指令書のみであって特定役職に係る公用車の利用記録は作成していない旨の上記(1)ウ及びエの説明を覆すに足りる事情は認められない。

(3) また、上記第3の2及び上記(1)オの複数回にわたる探索も不十分とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

(4) したがって、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好